

## 自動販売機の公募について（Q & A）

### Q 1 なぜ公募するのですか？

A 1 より多くの設置事業者に参加いただき、公平・公正に設置事業者を選定するためです。

### Q 2 なぜ設置期間が1年間（令和8年4月から令和9年3月まで）なのですか？

A 2 現行の条例規則では1会計年度を超える施設（行政財産）の使用許可ができないことによります。特に問題なければ1年間（4月から翌年3月まで）の許可延長を2回まで可能とします。

### Q 3 契約途中で契約を解除（使用許可の取消し）する場合はありますか？

A 3 下関市から契約解除（使用許可の取消し）するのは、公募公告第18項に記載している設置事業者としての決定又は使用許可の取消しに該当する場合と、当該行政財産の用途又は目的を妨げると判断した場合のみです。

### Q 4 応募（募集）と見積合せの2段階に分ける理由は？

A 4 事前に設置希望者数を把握し、審査の要件に合致する事業者のみに見積書を提出してもらうためです。

### Q 5 応募したのに、審査に不合格と判断されることはあるのですか？

A 5 原則、公募公告第2項に該当すれば、不合格とすることはないと考えます。

### Q 6 応募申込書の代表者は誰を記載したら良いでしょうか？

A 6 法人の場合、下関市内に本店、支店又は営業所を有する法人であることが前提となります。代表者は契約締結権のある方であれば、どなたを記入されても結構です。名称には代表者が所属する、本店、支店又は営業所のいずれかを記入してください。

### Q 7 書類にはどの印鑑を押印したら良いでしょうか？

A 7 提出いただく書類で押印が必要な書類（応募申込から契約締結後の実績報告等）には、代表者印の押印が必要となります。なお、応募申込書（法人用・個人用）には、代表者印に係る印鑑証明書（法人用は法務局で発行・個人用は下関市で発行）を添付してください。

Q 8 見積金額を売上手数料（月額）にしている理由は？

A 8 自動販売機の設置に伴う実費弁償金（光熱水費・各月分）を請求するタイミングで、売上手数料を請求するためです。

Q 9 設置期間延長の場合、売上手数料や施設（行政財産）使用料等の額は変更となりますか？

A 9 売上手数料は、Q 10（消費税率改定）の場合を除き、変更しません（契約書の更新の条件に、売上手数料の見直しは含めません。）。

施設（行政財産）使用料は、毎年度、使用許可を伴うことから、使用料も変更となる場合があります。

実費弁償金は、使用量（子メーター計測）及びその時点の単価により、変動します。

Q 10 消費税率が改定された場合はどう対応すればいいですか？

A 10 契約書には、売上手数料を、消費税課税事業者かどうかにかかわらず消費税及び地方消費税を含んだ金額で記載します。消費税率の改定に伴い売上手数料の変更を要する場合は、変更契約締結（契約書）での対応を想定しています。なお、公募公告第5項第4号①により提出する見積書には、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。

Q 11 見積書に記載された見積額が同額となった場合はどうなりますか？

A 11 同額となった場合は、災害対応型（災害発生時に無料で清涼飲料水等の提供が可能なもののものを優先し、決定しない場合は、選考日（令和8年3月2日）以降、同額となった見積書を提出した事業者立会いの下、くじにより設置予定事業者を決定します。

Q 12 契約を解除する場合、契約解除予定日の3ヶ月前までに申し出が必要な理由は？

A 12 新たに設置事業者を選定するのに日数を要するためです。

Q 13 見積依頼書が届いたのですが、参加を取り止めます。どうしたらいいですか？

A 13 見積書に「辞退」と記載し、公募要項第5項第4号①の要領で期限までに提出してください。

Q 14 添付書類はコピーでもかまいませんか？

A 14 書類原本の添付を必要とします。なお、応募申込書提出時点の現況を証する書類を添付してください。また、証明書の場合、発行年月日から3か月以内のものとしてください。

Q15 見積書の様式は当社で使用する様式で構いませんか？

A15 見積依頼書に添付した見積書（白紙）と同様（件名記載要）であれば、設置希望事業者で作成いただいて結構です。

Q16 見積書の記載に誤りがありました。差し替えは可能ですか？

A16 差し替えには一切応じられません。なお、公募公告第7項第1号に該当する見積書は無効となるため留意してください。

Q17 応募申込書等必要書類の審査結果はいつ分かりますか？

A17 合否にかかわらず、令和8年2月10日以降に書面（合格者：見積依頼書、不合格者：通知）にてお知らせします。

Q18 契約解除又は契約期間（設置許可期間）が満了したら原状回復が必要ですか？

A18 下関市が指定する期日までに原状回復してください。なお、契約期間（設置許可期間）の満了による場合は、契約期間（設置許可期間）満了日までに原状回復をお願いすることとなります。

Q19 面積は2.5m<sup>2</sup>利用可能ですが、1.9m<sup>2</sup>で十分です。行政財産使用料は安くなりますか？

A19 自動販売機1台とそれに必要な回収ボックス等を想定して2.5m<sup>2</sup>と算定しています。もし、小型自動販売機等を設置し1.9m<sup>2</sup>で支障なければ、1.9m<sup>2</sup>で行政財産使用許可申請書を提出してください。2m<sup>2</sup>分（1m<sup>2</sup>未満切り上げ）の行政財産使用料とします。